

平成26年白老町議会議会運営委員会会議録

平成26年 7月22日(木曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時26分

○会議に付した事件

1. 議員定数及び議員報酬の見直しについて
-

○出席議員(5名)

委員長	大 淵 紀 夫 君	副委員長	本 間 広 朗 君
委 員	吉 田 和 子 君	委 員	小 西 秀 延 君
委 員	山 田 和 子 君	副 議 長	及 川 保 君
議 長	山 本 浩 平 君		

○欠席議員(3名)

委員外議員	松 田 謙 吾 君	委員外議員	前 田 博 之 君
委員外議員	西 田 祐 子 君		

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 幹	本 間 弘 樹 君

◎開会の宣告

○委員長（大淵紀夫君） ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

（午前10時00分）

○委員長（大淵紀夫君） 協議事項ですけれどもレジメにありますように議員定数と議員報酬についてということできょうは進めたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。各会派及び委員外議員により6項目にわたる調査報告が各会派の意見が出ておりますので最初に岡村事務局長からそのことを読み上げていただきたいとしますのでよろしくお願ひします。

○事務局長（岡村幸男君） 7月18日までということを取りまとめを行っております。3会派とそれから委員外議員3名から出てきておりますので一通り私のほうから全体読まさせていただきますと思います。まず取りまとめ項目の1番目、議会・議員活動に対する町民の理解を深める必要性和方法ということでございます。

会派公明党からは現在まで議会改革の中で広報の委員会の常任化、議会広報、議会傍聴、議会懇談会等これではよいとは考えていないが改善を図り町民の方々にこちらを向いて理解をしていただける手法を続けていく。ただし日程がふえることには議論が必要と考える。2つ目として、議員個々が議員活動として資質の向上を図り専門分野を持ち町民との交流、懇談の機会を持ち議会の理解を深めるということです。

会派かがやきです。第1次議会改革から率先して行われてきた白老町議会の改革動向をまとめ、議会だより・ホームページ等で周知する必要があると考える。類似人口規模自治体と比較した報酬や人口当たりの議員数の状況、常任委員会の役割、所管事務の役割を議会広報などで発信し町民に理解を深めていただくべきと考える。

会派共産党、白老町議会は、いち早く議会改革に取り組んできた。その目的は「開かれた議会」をつくることにほかならない。会議の全面公開、地域に出る出前委員会等、町民との懇談会の取り組み、そして通年議会、議会広報の改革等々、その努力は決してむだではないはず。ただ社会不況からくる欲求、国政からくる不満に地方議会が答えられていないことは十分うなずける。いかに議会が町民と結びついて理解と納得を得られる「不断の改革」を進めるかである。

委員外議員松田議員、1つ目全国・全道に先駆けて通年議会を導入。改革先進議会として評価を受け23年から25年3年間で49全国市町村自治体の視察を積極的に受け入れている。2つ目二度目の財政危機（バイオマス、第3商港区等）26年度も同様。足元を見つめ直すこと。

委員外議員前田博之議員、議員定数・議員報酬に関して今回参考意見の提出を求められた1、2、3、4、5の項目については第3次議会改革実施計画に基づいて余りあるぐらい十分議論しつくされている。前回無会派として採決には加われなかったが議員定数・議員報酬について意見、考え方は述べているのでそれを参考にさせていただきたい。項目3、4については再掲します。

委員外議員西田議員です。議会は何をやるべきなのか。議会に対して町民が期待するものは大き

いはずである。町民の願いと議会とで齟齬が生じていないか常に検証する姿勢と作業が大切である。町民から負託された責任の重さと、その期待に応えられる議会と議員になれるよう努力すべきである。①白老町議会モニター制度の設置、②議員同士の討議が活発にできるよう調査研修の充実ということです。これが1つ目に対する各会派等のご意見です。

次のページが2つ目です。議会に求められる機能（どのような議会にしていくべきか）ということでございます。会派公明党、①地方分権時代に議会の果たす役割を明確にしていく。また機能を果たせる組織として必要性（定数を含めて）を示す。②二元代表民主制、討議による合議制を示す、政策提言、条例提案が図られる議会、監視機能の向上を図る。③予算、決算のあり方、政策評価を実施してまちの進むべき方向性にかなっているか議会としての合議を図っていく。④議会基本条例にある資質の向上ための研修、政策研究会の充実を図る。

会派かがやき、平成12年の地方分権一括法の施行により地方自治体の役割が増大し議会権限の及ぶ範囲も大幅に拡大されたが、議会の規模は年々縮小され機能強化が図られない状況にある。理想は議会活動に専念できる環境整え、「政策立案・政策評価」を目指すべきと考える。

会派共産党、二元代表制制度の中にあつて議会に求められるのは議決権機能、行政監視機能、政策形成機能の3点が重要と考えられているが、これらは町民にとって「目に見える」議会活動の成果として見えづらいものである。現代の地方議会にあつては特に政策立案、形成、評価の部分を含め町民協働の機能が求められていないだろうか。意見の違い、多様性はあつても議会が町民多数の声を反映した運営とルールを保ち確固とした確信を持った議会運営、すなわち「議会運営の自立機能」が肝要ではないか。

委員外議員松田議員です。財政再建中、二度目の財政危機の徹底した原因究明不足。政策提案・討論型の議会改革から行政と議会がきちっと対峙していない。二元代表制の根幹が不透明。会派制度の見直し。

委員外議員前田議員は1に記載のとおりです。委員外議員西田議員通年議会の理念はいつでも常任委員会活動を行えることである。①所管事務調査を充実していくためには議員一人一人が調査案件を整理して議員同士の活発な議論が必要と思う。②議会や委員会の活性化とは政策提案や政策論争を積極的に議論して行うものと思われる。

次に3番目の機能を発揮するために必要な議員数です。

会派公明党、①前回の議論で15名とし、1名の方が亡くなり14名でできたのではなくやってきた。委員会には必要（深く、広く深く専門性）と考える。②今後議論を重ね町民の方々に納得のいく説明と白老町議会として必要、機能を果たせる定数を示す。

会派かがやき、白老町議会は議会改革により22名の議員を15名とし、3常任委員会を2常任委員会とした。他自治体議会との比較検証により常任委員会の委員数は7から8人が望ましい人数と考えられており、これ以上の議員数削減は事実上の2常任委員会の存続可能となりうる。万一、1常任委員会体制ともなれば議会改革前の3分の1の機能となり果て全ての課を所管することは議員の専門性を欠くことにもつながり本会議とも何ら変わらない状態となる。常任委員会の活動は行

政に対する正式な調査、提言など重要な役割を果たすものであり常任委員会は最低2委員会必要と考える。また今後の介護・福祉にかかわる制度改革などで明らかなように、地方自治体が果たす役割は年々大きくなっており住民意見の集約に議会議員が果たす責任は今後も大きくなっていく。よって議員定数は現状維持ないし1減が望ましい。

会派共産党、広範な行政範囲に精通するには最低3つの常任委員会が機能する必要がある。議会が討論の場である限り、1委員会は6から8人、(委員長・欠席者を考慮しても)必要と考えられ、重複・兼務を取り入れても自治体の人口・財力の特殊条件を除いて適正定数は16から20程度と考えられる。これ以下では十分な機能が期待できない。加えて、議員は改選のたびに新人と入れかわるものであり経験・専門性なども考え一定の議員数を保持する必要があり原則的には他町との比較で決定するものではない。

委員外議員松田議員です。12名、将来は人口減少に見合う10名以下でよいと思っている。

委員外議員前田議員です。12名から13名。

委員外議員西田議員です。現在の議会や委員会活動状況であれば十分足りうるので12名前後。

4番目、議員報酬です。会派公明党、①報酬の基準がない状況であることから町長の諮問機関である報酬等審議会の答申意見を参考にする。②議会として議決をすることから白老町の議会としての基本・基準をつくるため条件を積み上げて検討する。

会派かがやき、前任期の議会にかかわる特別職報酬等審議会では議員活動と報酬のあり方については「報酬増」が議論されてきた。類似自治体との比較で白老町議員報酬は低い状況であるのは明らかであり、また一般会計に占める議会費の構成は1%を切っており、これも大変低い状況である。多彩な議論を担保すべく今後生産年齢世代の議員が出てくるためにも報酬増が相応と考える。しかし現状は財政健全化プランの期間中であり調査研修等の旅費(8万円)などを削減し議会としても経費の削減に努めている。さらに第三者機関である報酬等審議会からの答申も現状維持との意見でもあることから当会派では現状維持とする。

会派共産党、住民の議会に対する関心はよし悪しを別に高まる一方である。地方議員の力量が問われ町議会の活動量・会議に要する長時間に及ぶ拘束の実態からも適切な額が求められる。北大政策大の研究にあるように町理事者の平均額を基準として算定するのが定石かと思うが、これとて完璧なものではない。自治体の人口、財政力の影響は否定しないが、若手議員候補の輩出・育成や議員の適切な年齢構成維持のためには現状は最低限度のものと判断する。

委員外議員松田議員です。①報酬を上げるのは審議会が判断(財政状況や議会活動を鑑み妥当性を判断答申)、②報酬を下げるのは議会自らの判断。

委員外議員前田議員です。①現行の報酬は妥当な額である。しかし「財政健全化プログラム」期間中は町理事者、町職員と同様に自主削減を行うべきである。②議員を削減し、財政再建を達成したあかつきには町民の理解の上で議員報酬を見直すことはやぶさかでない。

委員外議員西田議員です。議員削減の方向であれば、1人当たりの議員の責務は重くなる。報酬は議員の責務の大きさに比例してもよいと考えるが、ことし再度の白老町財政健全化プランを実行に

移したばかりである。また町長 45%、それに準じて理事者は報酬の削減を行っているのを鑑みると報酬は健全化プラン達成後とするのが順当である。

5つ目です。町民の意見を聞く機会の必要性。会派公明党、①町民との懇談会で聞く機会があることから、栗山町のように町内会の各団体の代表と懇談するか、団体ごとに懇談してもよいのでは。②時間がなければ各団体、企業も含めてアンケート調査は。会派かがやき、現在、議会報告会を取りやめ、懇談会を開催している。実態を見てもやはり懇談会形式が有効と考えるが町民要望は一定の町民に特化されてきており、まちが説明会を開催しても町民は集まらないのが現状である。広報広聴委員会の分科会での団体などとの懇談も一部に不評の声も聞かれる。現在の懇談会では住民の意見を聞くだけの懇談になっており、今後は議会側からの改革などを訴えていけるシステムが必要である。広報がなかなか読んでいただけない状況では議会側からの積極的なプレゼンも必要と考える。定期的な開催ではなく、状況や必要性に応じた懇談会等の開催が必要ではないか。各団体、(町内会、商工会など)に改革の内容を説明理解してもらい、その上で今後の意見を聞くなど双方向の意見交換会なども検討すべきではないか。

会派共産党、議員の定数・報酬は議会自らの議決によるものとはいえ、町民の代表である限り町民の声を反映させることは当然である。適正な定数や報酬を考える根拠は議会運営の機能を損なわない合理的な理論の裏づけが必要である。そうでなければ町民に対して説得力を持たない。意見の違うものが自分の主張だけを述べ合う場の設定では結論が出ないであろう。議会が結論を出す前に会派あるいは無党派議員の理論的根拠に陳述と町民の建設的な要望を「参考意見」として聴取する場が必要であろう。その上で議決すればよい。

委員外議員松田議員です。町民の意見や顔色も伺って「町民の意見を反映」、(町民の顔色を伺うべきでない豊浦町議会)。町民の代表、地域の代表として政策の追求・政策提案・政策論争を積極的に進めることが最も必要だ。委員外議員前田議員は1に記載のとおり。

委員外議員西田議員です。議員自らつくり上げた自治基本条例の「議会の基本事項」と照らし合わせ整合性を取るべきである。

それから最後です。6、その他です。会派公明党、今後視察も含めて参考になることを生かしながらかかわってな気がついたことを追記したい。①どんなに努力しても議会活動を熟知してもらうには限界がある。しかし全戸配布される「議会広報」の持つ機能を十分発揮させる必要を感じる。議会の活動状況や取り組みをもっとわかりやすく編集する工夫はないか。②議会報告会は中止されたが、その折にも「個人報告会」「会派別報告会」の実施の重要性が指摘されていたはず。実施に努力すべきではないか。③議会改革は議員全員による運営上のルール遵守の努力が必要。議会の権威を保つためにも。

委員外議員松田議員です。政策研究会で進めた議会に対する全世帯住民のアンケート調査結果をもとに。

委員外議員前田議員です。議会運営基準で自由討議について②「各議員が提案されている議案に

対する賛否を開陳し合い表決の際の参考にするとき。」となっている。また白老町自治基本条例でも「自由な討議を基本とします。」と規定しており、議員定数・議員報酬については自らの問題であり自由な討議等によって議員個々の意見、考えを開陳すべきである。

委員外議員西田議員ですが、会派の廃止ということであります。以上です。

○委員長（大淵紀夫君） ただいま岡村事務局長に各会派の状況、委員外議員の状況を読み上げてもらいました。認識を共通するために各会派で議論をされた中の特徴的なことを含めてここに書かれているわけですが、おってな言いたいこと、こういうことがあったとか、そういうことがありましたら、ぜひそれぞれ述べていただきたいと思います。どんなことでも結構ですのでこの議論の中で出た意見などもちょっと出し合ったほうがいいのではないかというふうに思います。同時に正副議長、ご意見がありましたらまた聞いていただくと。それから各会派の意見の中これがよくわからないからどうですかというようなことも含めて少し議論をしたいというふうに思いますのでどうぞどこからでも構いません。出ないようでしたら、私のところでやったらやはり今まで新しい議員の方はちょっと理解できない部分があるかもしれないけれども、非常に長い間こういうことを議会改革の中で議論をしたのです。ですから二元代表制だとか機関競争主義だとか、そういうことについては相当今でも会派でも議論しているし、それから個々でも読んでいたりするものからやはりそういうことでいえば理解度はかなり高くあり、これをまとめるのもそんな時間はかからなかったという実態です。今までの議論の上にたつてつくったというのはうちの会派の場合はそのような中身です。公明党さんなんかもそうではないかと思うのですが。

吉田委員。

○委員（吉田和子君） 今までのずっとやってきたものの中でまとめたのでそれほど時間は本当にかかりませんでした。今後まだ話し合うというか、視察も含めてまだまだ積み重ねていくものが必要なかというふうには思っておりますけれども、特に定数に関してはここは時間をかけて議論したのですけれどもやはり15名としたときの議論というのがあってきちんとした積み重ねをして15名にしたのです。たまたま不幸ができて亡くなったということがあって1名は減ったのですけれどもやはりその15名の、ではそれが議会の一つの基本の考えとして15名にしたわけです。亡くなったからできたのではなくて、私はここにも書いているのですがやったわけですから、だから本当にその15名にするなり13名、委員会は6名から7名、8名必要だろうということですのでやはり6名から7名の委員会の二つ必要だということは最低私たちも考えました。それと13名から15名なのですからやはり今の地方分権のいろんな形から課題から見ていってやはり15名になるのだろうと。その議論は積み重ねてきたから本当にそれをきちんと町民の方々にどれだけ理解がされているかどうか。人口が減るたびに、それから誰かが亡くなってやれたのだから減らすのだという流れの中で減らしていくのではなくて議会のきちんとした基本を話ができるような形にしていくべきだろうという話は出ました。

○委員長（大淵紀夫君） かがやきさんはどうですか。正副議長何かご意見ございましたらどうぞ。

及川副議長。

○副議長（及川 保君） 遅れて申しわけございません。今途中からの話からなのですから、おおよそ各会派の皆さん、そして無会派の皆さんから出されたこの意見を全議員の意見なのだろうということになると思うのです。私も視察もさまざまな豊浦ですか、参考にさせてもらったりこれからはまたあるのですけれども、やはり白老町の独自の何か基準になるものをつくっておくべきではないか。常に定数もそうであるし報酬も、報酬については報酬等審議会が方向性を示す、そういうことになっていますから独自にこうしたい、ああするという話には今現時点ではならないのかもしれないけれども、議会の方向性はやはりこれはきちんとしたそれなりものが必要なだろうというふうに感じております。それとどうも最近の我がまちの議会は自分の主張はするけれども何かまとめよう、では全体がまとまって一致何か団結してこう進もうというその姿勢といたしますか、それがなかなか私としてはないように感じているのです。昔といえば語弊があるかもしれませんが、こうと決めたらしっかりと一致して前に進むというものがあつたようなふうに私は捉えているのですけれども、何かでんでばらばらに主張すればいいと、自分の自己主張すればいいというような風潮がどうも見られてしょうがない。それが実は例えば委員会の中でもそうであるし、分科会の中でもそうであります。そういうのが散見されるものですから何とかこれをしっかりと、それがまたそういったものが町民が受けるものとしてさまざまな形で意見が出されるのではないかと。特に最近感じる事なのですから。そういう意味において何とかこのある一定の基準をつくって、来年の11月、今回これは早期を目指しているのですけれども、それを目指して何とか基準をつくるというのは時間が当然かかるでしょうからその部分についてはよろしいのですけれども、これから時間をかけて作りあげていけばいいかというふうに考えています。それとあと定数なのですから、私はここで何名にすべきという話はしないほうがいいかと思っております。やはり視察をしてきた皆さんおっしゃるとおり視察をしてきた状況を鑑みるとやはり委員会活動というのは非常に重要だと。重要だということを町民の皆さんにもしっかりとアピールしていく機会を懇談会などを通じてしていく必要があると。でなければここにありのように将来10名以下でもいいというような、将来のことは人口の問題もありますから時間をかけて議論すればいいのですけれども、今の定数15、これを最低減数の1、少ないからではなくて、今14でやっているから14ではなくて、14で何とか委員会活動もできるという意味においては現状もしくは1減という考えであります。

○委員長（大淵紀夫君） 山本議長。

○議長（山本浩平君） まず最初に遅れましたことをお詫びを申し上げたいと思います。それぞれの会派から出ているものに関しては今見て特段これは意味がわからないというところはありませんので、逆に委員外議員の方のところでは事務局にお尋ねすれば。わからないですか。出てきたものをそのまま載せているだけですか。では聞いても仕方ないですね、それに関しては。わかりました。では私のほうからは、今回いわゆる報酬と定数のことに対して前に20名から16名、大きく4減したとき、あのときは当時の議長も諮問をされましたし、そういった中で町民の意見も聞くということを出ていったという機会が過去にはありました。ただその時はちょうど平成の大合

併というものがちょうど終わったような直後でもあり、小さくしていくというのが一つの流れになっていまして当時は白老町の議会の定数と登別市の定数がそんなに変わらないような状態でもありました。そういった中で人口が相当違うのにそういうような状況、そういうような中でその当時の議長が諮問をされて大幅な削減、あるいは町民の意見を聞くというような機会をそういう手法をとられたと思うのですけれども、今回に関しましてはポイントとしては皆さんから出ているように、委員外議員の方々はちょっと読むだけではなかなか判断できなかったから事務局にお伺いしようかと思ったのですけれども、そんなにこれは定数に関しては差がないというふうに思っています。新たにいわゆる町民の意見を聞くような機会をつくったらまた町民からは多分恐らくいろんな意見が出てきて今までの積み重ねた議論以上にまた選択肢がふえた中でやっていかなければならない。また報酬に関してもそうなのですけれども今回に関しては我々はずっと積み重ねてこういう議論を行ってきていますので、私個人としては今回に関してはそもそも報酬や定数に関しては議長から諮問するという考えは初めから全くございませんでした。ただ町民との懇談会の中でそういう話が上がってきたのでそれを取り上げて議会運営委員会の中で議論するという形になりましたのでそれは決してやぶさかではないことでもありますのでそれはよろしいと思います。そういった意味で今回に関しては時間をつくってまで町民の意見を聞きに行く機会をつくるという手法をとるまでもないのかというふうに私自身は考えていることではありますが、ただ皆様方のそれは意見によってそこは決めていただきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（大淵紀夫君） うちの会派で1番出たのは今のことです。今のことが1番議論になったのです。どうするかと。それでももちろんこれは各会派に持ち帰ってほかの議員さんはわからないのだから各会派に持ち帰って議論していただくということになりますけれども、うちで議論したのは本当に町民の中に今議会懇談会の形で出ていってきちんとなるのだろうかという意見で、しかし今だからすごく苦労して書いたのです、この文章は。もう大変苦労したのです。どういうふうを書くかということで。結論としてはやはり全くさらで出ていくというのはまずいと。だから例えばやったとしても各団体との懇談、これは議会のことが一定限度理解されている部分と話すという意味です。そうでない行っていきなり8名にしてといってもこれは議論にならないのです。ですから我々もそこが1番議論したのはその部分です。それで結論として出たのは意見を聞かないというのではなくてやはり各団体、例えば町内会連合会とか、そういうところとお話をするというのは、各団体がみんな集まってというのも昔やったことがあったのです。議会改革のときも定数のときもやったことがあるものですから、そんなことを含めて持ち帰った中で議論して検討したらいかがかというようなことで、うちは今議長が言われたことが1番多く議論しました。ほかどうですか。持ち帰って検討するということはいいですね。もう一度各会派でこれを見ないとわからないわけですから。委員外議員の皆さん方のご意見もあるわけですから。それで栗山と芽室を視察した後にこれを各会派に持ち帰って、その前に議論してもらっても構わないのですけれども、栗山と芽室視察した後に議会運営委員会としての一定の方向を出したいと思っているのですけれども委員外議員の方が書かれているように、合議を勝ち取るための議論が必要だというふうにいっているわけです。ここ

にこのことだけではなくて各会派の議運のメンバー以外の方々のご意見も聞いたほうがいいのかと。議会のです。終わった後に。視察とこれを各会派で話をして議会運営委員会が一定の方向を出せるような状況になった段階で全議員との話し合いの場をきちんと持つのはどういうふうにか考えるかというあたりです。議会運営委員会だけでいってしまうのか、それともそういう場をつくるのかというあたりはちょっと議論しておいたほうがいいのかというふうに思います。栗山と芽室とこの議論についてはいいですね。各会派の議論はいいですね。その後に行います。11日ですから11日後に行います。それを終えた後に中間報告をするなり何なりどんな形になるかわからないけれども、しながら全体の議論が全議員の議論が必要あるかどうかということです。そこだけはちょっときょう議論しておきたいと思っておりましたけれどもいかがでしょうか。

及川副議長。

○副議長（及川 保君） 前回もお話したのですけれどもやはり全議員との議論、ここで一定のきちんとしたまとめをしてどういう形になるのか全員協議会というのかわかりませんが、いずれにしても今委員長がおっしゃった全議員による会議というのが必要だろうというふうに思います。

でなければ後からまた大きな物事を決めていく、この部分です。決めていく中で非常に大きなトラブルになる可能性が高いと私は考えているのです。そこを踏まえるとやはりそのことが必要だというふうに思います。

○委員長（大淵紀夫君） ほかの委員さんはどうですか。

小西委員。

○委員（小西秀延君） 私も全員議員からのご意見を求めるということは必要なかというふうに感じておりますが、どういうふうな枠組みでやるかというのからきちんと整理をしていかなければいけないというふうに感じております。議会運営委員会でやるということになりますと当然オブザーバーで参考意見、自由討議の場とかそういう形にはもうならないと思いますので、どういう形、枠組みでやるかというふうなことを議会運営委員会の中できちんと話しておく必要があるかというふうには思っております。

○委員長（大淵紀夫君） その件ですけれども、やれる方法としては一つは全員を委員外議員として議会運営委員会が集めるという方法はあります。全員を委員外議員として集めるということではできません。もう一つは全員協議会をやるということです。議員の全員協議会をやる。形としては全員協議会のほうがなじむかと。なぜかという議会運営委員会の場合は委員外議員という形で出ますから自由に討議は委員長が許可すればできるのだけれども、やはりそういうふうにするよりも全員協議会のほうがいいのかというふうにも思います。手続上はその二つ、特別委員会をつくらなければその二つだと思っております。

吉田委員。

○委員（吉田和子君） 一応取りまとめをして無会派の方にも出していただきました。本当はこの議会改革、各会派がきちんとそろっていれば議運できちんとある程度絞っていきながらできたのですけれども、それができないという一つの要因があります。ただ議運のメンバーは各市町村に時間

をかけて視察に行かせてもらっています。そういったことも含めてそういう説明の場と、それからこういうことのこういう視察でこういうことがあったということをきちんと説明をして全議員さん同じ情報を持って、こういうので各会派が伝えていると思いますけれども無会派の方もいらっしゃると思いますので、そういった情報をきちんとお示ししてその中できちんとした、そうすると無会派の人だけではなくて議会運営が主催になってやると無会派の方、ただ会派をつくっていてもこの議運に出てきていないメンバーもやはり合議制を勝ち取るためにやりとりの中で言いたいことがたくさんあると思うのです。その誰かの意見に対して。ですから私はやはり全員協議会の中でみんなが同じような立場で意見を言える場をつくって、そして全員で1度やるべき必要性があるだろうと。その前に一応議運としてのある程度の方向性を示した、決まったというのではなくてこういったのでこういうふうなことである程度委員長からきちんと報告できるような形にして、そしてそういう議論を持っていくということにしていったらいいのではないかとこのように考えています。

○委員長（大淵紀夫君） 今議会事務局の努力で例えば豊浦に視察に行った報告書、これは無会派にもいっていますね。こういうものはこの豊浦の視察の中身についても全部いっておりますのでそういうことでいえばあとは資料が必要であれば資料を栗山だとかそういうものの資料を送付すると、福島だとかという資料を送付するということはこれは可能ですね。

岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） 今議運の皆さんにお配りしている資料は全て委員外議員にも配布しています。

○委員長（大淵紀夫君） そうすると全く問題ないのであとはどういう場で議論を、いいということになればどういう場で議論を組織するかということになります。この文章を見ても読んでいるということがわかりますね。豊浦のことが書いていますね。どうでしょうか。全体の意見を聞く場を8月11日以降議運を1度か2度か開いた後に全体の意見を、中間報告となるかどうかわかりませんが、少なくとも要するに今までの審議経過を報告して、決める前にです。報告して、そして全体の意見を聞くという場をつくるというのはいかがでしょうか。今大体枠組みができればいいというようなお話ですけれども、山本議長どうですか。

山本議長。

○議長（山本浩平君） この5項目の中で議員報酬と定数のことだけちょっと特化して比較させていただいたのですけれども。比較というのは各会派の方々と委員外議員との比較なのです。これを見ますと報酬に関してはそれぞれ若干ばらばらな意見です。1人の方は自主削減を行うべきだと。1人の方は報酬上げるのは審議会が判断することで下げるときは自ら判断すべきだと。もう1人の方は健全化プラン達成するのが充当であるという、若干意見が違うのかというふうに思います。しかしながらこの議員の定数、これに関してはほぼ12名という数字がはっきりとこの委員外議員の方々3名から出てきていますので何らかの形の中でその委員外議員と会派の所属されている方々との全員を集めての議論がないとおそらく報道のほうは直接委員外議員の方々にいって先にそちらのほうで報道されて今の健全化プランの中で非常に委員外議員は財政のことも考えながら積極的だと

いう話になりかねないことも考えられます、この状況からいうと。そういった意味でいうときちんとしたような形で討議をする機会は絶対必要かというふうに考えます。手法に関しては皆さんと同じです。今全員の方々がやるべきだという認識なのです、私は。

○委員長（大淵紀夫君） それで先ほど申しましたようにそういう経過を踏まえた後にまず行うということはこれはよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） 手法ですけれども、岡村局長私が今言った二つの方法ではないかと思うのです。委員外議員として協議会として全員集めるか。そこら辺の見解はどうですか。

岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） 全員を集めるということになりますと全員協議会が1番よろしいかと思うのです。全員協議会の役割自体が会議規則の110条ですか。110条で規定されていますけれども、本当は100条第12項の規制によりということとで議案の審査また議会の運営に関し協議または調整を行う場として全員協議会を設けるというふうにはっきり書いていますので全員の今委員長とか議長のほうからも言われたとおり全員で討議する必要があるだろうということであれば全員協議会の場できちんと行うという形ではよろしいのかと思います。ただその際に一定程度やはり議運でどこまで検討したかというものは議論の土台としてないと最初から自由ということにはならないかと思いますので、ある程度議会運営委員会がその方向性については一定程度考え方は整理した上でそれを皆さんに示すということがよろしいのではないかという感じはします。

○委員長（大淵紀夫君） 今お話ありましたようにちょっと私も委員外議員で全部集めるというのは無理があるから、そこに正式な委員もいるということになりますから、できれば本当に平たい場でやるというふうになれば全員協議会のほうがいいのかと。またなおかつ私が中間報告して采配を振るうのは全員協議会ですから議長になりますのでそういうことでいえばそのほうがスムーズに事が運ぶのかという感じもしますので全員協議会で行うということではよろしゅうございますか。これは法的根拠もはっきりしていますので大丈夫ですので、そこをちゃんとしておかないと、今は全員協議会は正式な会議ですから。ですからそんな形でそれでは全員協議会の中でこのことを行うということではいきたいと思しますのでよろしくお願いします。局長や議長からもありましたようにそれまでに議会運営委員会としては一定の方向を決定ではなくて出すということで、中間報告的なことをしてその上で議論を組織するというふうにしたいと思えます。具体的にもうちょっといきます。11日の日が芽室町でございます。その次の議会運営委員会をいつにしてまとめを行うかということでありますが、当然11日ですから、12日というわけにはいかないのですお盆が入りますのでお盆明けないとだめだと思えますが、18の週になると思えます。空いている日にちは局長いつですか。

岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） 今空いているのは、19日は視察対応が10時からです。午後からであればできそうかと思います。20、21日は今のところ山田委員が北大のサマースクールのほうに行く形になっています。あと21日が産業厚生常任委員会が所管を10時からの予定が入っています。

それと 22 日が議会広報の研修会が 10 時半から入っていますので、これは小委員会のほうです。空いているとすれば今のところは 19 日の午後なのです。あとはその翌週になります。翌週になりますと 25 日です。8 月 26 日は戦没者追悼式です。

○委員長（大淵紀夫君） どうですか。19 日午後及び 25 日岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） その際には議会運営委員会がある程度一定の方向性を出せるような皆さんのご意見をいただく形にならなければならないと思うのです。そのときにできればある程度まとめていけるようなものでなければならないかと思うのですけれども、それが 11 日に視察が終わりましてお盆入った後の 19 日である程度文章化されたほうが良いと思うのです。その辺が整理できるかどうかということだと思えるのですけれども、ただ方法としては 19 日もやるけれども 25 日もやるという方法もあると思うのです。それは定例会の例えば間でやるという方法もあります。

○委員長（大淵紀夫君） 正式にそういうふうにするか、それとも審議経過を報告するかということもできると思うのです。わかりました。19 日 13 時からとりあえずやりますか。議運です。13 時から議運をやると。それで多分 1 発でいかないと思いますのでそうすると次は 25 日です。予定したほうが良いと思います。25 日は 10 時からです。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 00 分

再 開 午前 11 時 10 分

○委員長（大淵紀夫君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

今回の議会運営委員会は 19 日の午後 1 時といたします。その後 25 日の日も一定限度詰まらなかったらやるというふうに予備日としております。まだはっきりしていませんけれども 9 月 22 日が予備日でございますので、この日あたりに全員協議会を準備をしたいというふうに考えています。中間報告という形ではなく審議経過の報告ということでこの全員協議会の中で私がそれまでの 19 日、25 日あるかどうかわかりませんが 25 日の審議経過について議会運営委員会として報告をし、全員協議会にのぞむというような一応スケジュールでいったらいかがかと思うのですけれども局長を含めてありましたらどうぞ。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） それでは 22 日あたりをめどに全員協議会やると。この全員協議会は議会の定数です。それでは定数、報酬の関係につきましてはそのような方向で動いていくということですので 19 日まで各会派のご意見を取りまとめていただきたいというふうに思います定数、報酬の関係についてその他何かございましたらどうぞ。

岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） 私のほうから参考資料できょう芽室町議会のやつを置かせてもらっていますのでちょっと説明だけ。芽室町議会はことしの 6 月に芽室町議会改革諮問会議というところから議長宛てに答申が出ています。お配りしているとおります。中身的には昨年 6 月にこの議

会改革諮問会議に対して議長から諮問があったものを約1年間かけて議論してきたというそういうものであります。1ページのほうにその答申の内容が書いておまして、まず一つ目の議員定数については16人とすべきということで現行という状況です。ただこの人数というのは常任委員会は今まで芽室町の場合は3常任委員会あったのです。それを2常任委員会にしたということでその委員数が8人なので定数16という、そういう考え方で出されています。ただその中の議論の中では18人というところもあったそうですし、ここに書いてあるとおり15人というそういう議論もあったということで書いていますが最終的には16人ということです。それから委員会数については先ほど言いましたとおり、3委員会を2常任委員会にすべきという、そういう答申です。そのかわり構成自体は重複所属はしないでということです。十分にその委員会の中で議論ができるようにという、こういう内容になっています。それから議員報酬については総報酬額を327万6,000円ということで従来より30万6,000円ほど増額ということで月額を27万3,000円ということにして、期末手当というのは廃止して年間の報酬額を決めてそれを12で割った額が議員報酬という形にするということだそうです。4、5、6のほうはちょっと省略します。それで協議の詳細資料ということで4ページにまず議論の順位があって諮問会議のほうでは常任委員会の委員数と常任委員会数ですか、これをまず最初に議論しているということなのです。その中で3常任委員会だったので5人という委員数だったということがあって、実質的に4人で審査を行うということがどうなのかということで1人の委員でも欠席した場合に採決に支障が出てくるというような状況の中で5人で運営されていたという実態があったようで、それで今回は適正な活動するためには8人ぐらいが適切だろうということの結論を出しているということです。これで8人を3常任委員会なので3掛ける8で24人ということになるものですから、これは当然重複所属しなければ議会自体が全然無理な運営になってしまうと。そういうことからなれば現実的に今16人を20何人までふやすのかということはこれは現実的にはそういうことまでできないという判断の中で委員会数は2ということに変えたということだと思います。それから7ページの議員報酬の考え方なのですけれども、ここも算定方法自体は前にもちょっと話したとおり全国町村議会議長会のほうの検討案方式ですとか、例えば類似団体と比較して決める方法だとか、町職員の平均給与と比較するだとか、いろいろあるという中でこの考え方は議員の活動量によって決めましょうという、こういう中身になっています。それで議員の個々の活動という部分でいえば公務活動というのはあくまで議会だとか委員会だとかそういうものなのですけれども、それ以外の議員の皆さんの個々の議員活動についてはいろいろとばらつきがあるようでそれは算定はしていないということなのです。ただ公務活動が最終的に3常任委員会から2常任委員会に委員会が減ることによってそれぞれの議員さんの活動量は逆にふえるというそういうことなのです。今まで3常任委員会でみていたものが2常任委員会になるので時間的にはふえるということで、それが1.161倍になるということで7ページの間あたりに書いています。そうすると今の先ほど言いました297万という金額に増加率を掛けて最終的には326万7,000円と。これを12カ月で割ったものが先ほど言いました月額27万3,000円ということで7ページの後段のほうです。変えているということです。こういう見直しが必要ではな

いかというそういう答申になっています。簡単に言うとかんな形になっていますので、当然この芽室町の取り組みの中身というのはほぼそれらの資料含めて諮問会議に出されて最終的に答申が出てこれを受けて報酬の改定だとかということを行われていくという状況になるかと思しますので8月11日にはこの内容を状況を答申書の中身を精査していただいておいた上で視察をしていただければというふうに思います。参考資料の中身です。それから栗山町議会8月8日10時からということですがこちら8時10分ほどに出て行くということになります。栗山町議会との事務局長とお話していますけれども、前回に栗山町議会の資料をお渡ししたかと思うのですが栗山町議会があえて何か資料としてつくるということはないということにしていますので前回のお渡しした資料で見ていただいた上でざっくばらんに意見交換ができればということでは向こうの局長も考えていますので最終的にはあそこは13人を12人に減らしていますけれどもその中身については意見交換という形で進めてもらえればというふうに向こうの局長も言っておりますのでそういう形で前回の資料を目を通していただければというふうに思います。芽室町議会は8月11日の13時ということではよろしいでしょうか。こちら8時半には出発していきたくと思っていますのでよろしくお願ひしたいと思います。それでここに関しては委員会から議長に委員の派遣要請ということをしていただいた上で派遣するという形になりますが、改めて皆さんに通知を申し上げます。委員外議員の皆さんにも通知いたします。それでよろしいですか。そういう形で通知をさせていただくというふうに考えております。その上で最終的な人数になるかと思しますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（大淵紀夫君） ただいま芽室町議会の資料及び視察についての説明がございました。何か聞いておくべきことがございましたらどうぞ。よろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） それではそのような形で資料を熟読した上で視察に参加をしていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひいたします。それでは2番目の全員協議会について資料がありますのでそれを見ていただきながら岡村事務局長説明をお願いいたします。

○事務局長（岡村幸男君） 大きな2番目になります全員協議会の開催協議ではありますが、一つは竹浦小学校の老朽化に伴う移転についてというそういう内容になっていますが、実際の中身は旧竹浦中学校の跡地の活用を検討していった上で最終的にやはり竹浦小学校が老朽化しているのでそこを移転して竹浦小学校にしたいという、そういうお話だというふうに聞いております。地域の役員、PTAの役員等との話も進めていきながら最終的には地域への説明会も開催するというそういう教育委員会の段取りというのでしょうか、そういうものがあるということがありまして教育委員会のほうとしては8月6日10時から開催していただけないかという、そういう中身になっています。それからもう一つが町立国民健康保険病院の方向性についてであります。これは9月に町長が最終の方向性を出しますということでありまして、それを町側としては9月議会の前にきちんと出した上で一般質問も含めて議論する場をきちんと持つ必要があるだろうということで9月定例会前に

開催したいということで8月26日の1時半、この1時半という設定は院長先生も出れる時間ということで1時半ということでもあります。今打ち合わせをしている中身ではこの26日はもう一般質問の締め切りの前前日なのです。質問締め切りが28日ですから、ですから特に町立病院について質問を予定されている議員の皆さんには2日前ということでもいいのかどうかというのちょっとそういうものがありましたのでその辺の話もしたところ資料的にはできるだけ早く出したいということだそうです。ですからこういう考え方、最終的な方向性を出す上での資料はもう少し早く何日か前になるかと思えますけれども出したいということで調整はとりたいということです。

以上です。

○委員長（大淵紀夫君） ただいま二つの全員協議会の日程も含めた予定が報告されましたが、この件について何かご質疑がございます方はどうぞ。受けるということでもいいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） それでは二つの全員協議会については日程も含めて受けるということで8月6日10時と26日13時30分ということで全員協議会を受けるというふうにしたいと思えます。その他次回の開催については一応決めましたから、それ以外のその他何かありますか。皆さん方から何かその他ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） 議長何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（大淵紀夫君） なければ以上で議会運営委員会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時26分）